

# 保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 65  
〒683-0853 米子市両三柳 877-1  
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

## 診療報酬・新型コロナ特例

# 3月末で廃止となる点数と コロナ5類移行に伴う見直しについて



日頃のご奮闘に心から敬意を表します。新型コロナ特例の診療報酬について、下記の通りお知らせします。感染症法上の位置づけ変更（5類移行）後の特例点数の算定要件等の詳細は追ってお知らせする予定です。

### ① 3月末で廃止となる点数（2つ）

区分番号	診療行為名称	点数
A999-00	二類感染症患者入院診療加算 (診療・検査医療機関（県HP公表）で「コロナ疑い」の医学的初診時、院内トリアージ実施料と併せて算定)	147点
B000-00	電話等による診療 (重症化リスクのある陽性患者・初回の電話等診療時に算定)	147点

### ② 感染症法上の位置づけ変更（5類移行）に伴う見直し

現行措置(主なもの)	5類移行後(令和5年5月8日～)	
【外来】 疑い、確定患者への感染対策時 院内トリアージ実施料（300点）	300点	対応医療機関の枠組みを前提とし、院内感染対策に加え、受入患者を限定しない形に8月末までに移行
	147点	上記該当せず、院内感染対策を実施
【外来】 確定患者への対面診療時 救急医療管理加算1（950点） （2,850点／中和抗体薬投与時）	147点	コロナ患者への療養指導（家庭内の感染防止策や、重症化した場合の対応等の指導） ※中和抗体薬投与時の特例（3倍）は終了
	950点	コロナ患者の入院調整を行った場合
【在宅】 疑い、確定患者への往診等 院内トリアージ実施料（300点）	300点	引き続き評価
【在宅】 確定患者への対面診療時 救急医療管理加算1（2,850点） （4,750点／中和抗体薬投与時）	950点	緊急の往診
	2,850点	介護保険施設等への緊急往診時
	950点	介護保険施設等において、看護職員とともに、施設入所者に対してオンライン診療を実施する場合

ご不明な点は鳥取県保険医協会事務局までお問い合わせください。